



春らしい清々しい晴れの日が続き、何をすることも動きやすいいい季節ですが、その反面とてもやっかいなのが花粉症です。

最近のデータでは4人に1人が花粉症と言われていて、大人だけでなく子どもまでが花粉症の症状で悩まされています。

この花粉症対策！規則正しい生活習慣で免疫力と自律神経の働きを正常にしておく事で、かなり症状が軽減されるケースもあると言われます。また、腸内環境を整える作用がある食物繊維・乳酸菌・発酵食品等を摂ると良いとされています。腸は食べ物を消化吸収する働きと同時に、最も大きな免疫器官でもあるからです。**腸内環境を整えることで免疫機能をアップさせて花粉症対策をしっかりといきましょう！！**

FP保険の相談所

垂水駅前店 078-862-8451 西神戸店 078-921-7701
営業時間：10：00～19：00 営業時間：9：30～17：30
定休日：水・日 定休日：土・日・祝
ホームページ：右のQRコードから または

ライフプロモーションで検索



＜取扱保険会社＞
メットライフ生命 オリックス生命 アフラック
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 FWD富士生命
三井住友海上あいおい生命 東京海上日動あんしん生命
ジブラルタ生命 NN生命 三井住友海上火災 ソニー損保

FP保険通信

NO. 40 2018.4 発行

スタート!



春を迎えて新生活をスタートされた方も多いと思います。特に新社会人のみなさんにとって社会人となり初めて受け取れる「初任給」はとても嬉しいことだと思います。

そしてこれからの将来における人生設計プランを立てるのにいい機会ではないでしょうか？初任給からしっかりと**“お金の振り分け方”**を身に付けておくことで将来が大きく変わっていきます。ですが、どうやってお金の振り分けをすればいいのか、どこで相談するのがいいのか、分からないことの方がとても多いと思います。

そこで**“お金の先生”**としてアドバイスを受けることの出来る人を見つけることが重要となってきます。もちろん親御さんからのアドバイスもいいと思いますが、お金の専門家ではないので「貯金をしておかないといけないよ！」くらいの話だと思います。

この機会に**“しっかり相談の出来る専門家”**例えばFP（ファイナンシャルプランナー）を見つけておくといいですね。当店ではFPの立場から保険の事だけではなく、預貯金や年金・投信・外貨商品等お金に関してのアドバイスや相談を行っていますので、ぜひ一度お立ち寄り頂ければと思います。

自転車は『車両』です



自転車で通勤・通学している方も多いと思います。自転車は自動車と同じ『車両』ですので、道路交通法を守らなければならず、違反すれば罰則があります。

また、ちょっとした不注意が死傷者を出す重大な事故につながることもあり、事故を起こせば加害者として民事・刑事の責任を問われます。

記憶に新しいところでは昨年12月に神奈川県で起きた事故。左手にスマホ、右手に飲み物、左耳にイヤホンをした状態で電動自転車を運転していた女子大生が歩行中の77歳の女性と衝突し、女性が死亡。加害者の女子大生は「重過失致死罪」で書類送検されました。起訴され刑が確定した場合、「重過失致死罪」の刑事罰は5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金です。

民事での損害賠償金は高額になることも多く、2008年に兵庫県で起こった事故では9,500万円の損害賠償命令が下りました。

兵庫県では条例により、自転車を利用する人は保険等への加入が義務付けられています。“保険等”とは、相手の生命または身体の損害を補償できる自転車損害賠償保険、または自転車損害賠償保険の内容を補償する保険で、**自動車保険などの特約でもかまいません**。補償が付いているかどうかは保険証券で確認しておきましょう。証券の見方がわからない方は私たちにご相談ください。

また、兵庫県のホームページには条例の詳細や

「自転車のルールブック」なども掲載されていますので、ルールも再確認しておきましょう。

